

学生の皆さんへ「学生納付特例制度」

●問い合わせ 役場住民課 住民係 ☎096(293)3112 熊本西年金事務所 ☎096(353)0142

学 生であつても20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入し、納付しなければなりません。一般的に所得の少ない学生の人には、国民年金保険料の納付が先送り（猶予）される「学生納付特例制度」があります。この制度の承認を受けると、万が一の事故や病気で障がいが残ったときでも、障害年金を申請することができま

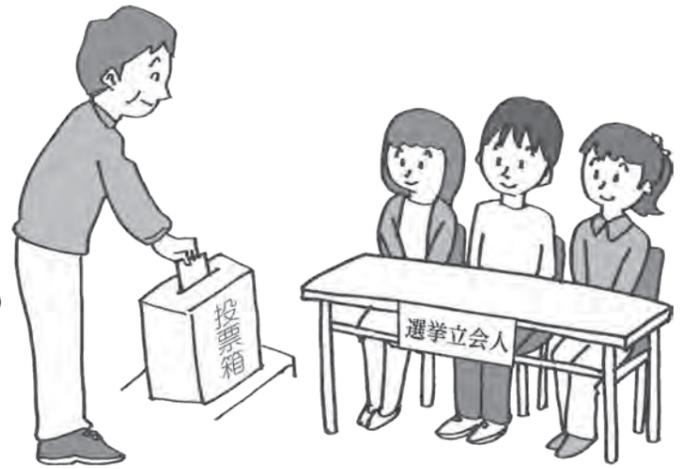
●対象者
大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（※1）に在学する学生などで、本人の前年所得が基準以下（※2）の人（※1）各種学校
学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程
（※2）所得の基準額
128万円＋扶養親族などの数×38万円＋社会保険料控除など

●必要書類
①学生証（コピー可、有効期間が表記されているもの）または在学証明書（原本）
②印かん
（認印可。本人の場合は不要）
※同世帯以外の人が申請する場合は、委任状が必要です。

■前年度からの継続申請
令和3年度に学生納付の特例を受けた人で、今年度も引き続き在学する予定の人には、日本年金機構から、「学生納付特例申請書（はがき）」が4月初旬に送付されます（在学予定期間が把握できなかった人などには送付されていません）。はがきに、必要事項を記入して返送することで令和4年度の申請ができます。

■申請するときの注意事項
・申請時点の2年1カ月前の月分まで遡ることができません。ただし、申請が遅れると万が一のときに障害年金が受け取れない場合がありますので、速やかに申請してください。
・学生納付特例を受けた期間は、老齢基礎年金を受けるための必要な期間に含まれますが、年金額の計算には含まれません。
・学生納付特例期間から10年以上内であれば、保険料を納めること（追納）ができます。ただし、保険料を追納する場合、経過期間に応じて加算額が上乘せされますので、ご注意ください。

選挙事務を やってみませんか？



満18歳から登録可能

「期日前投票所の投票立会人」募集

町選挙管理委員会では選挙啓発の環境で、「期日前投票所の投票立会人」を募集しています。登録制で、さまざまな選挙で随時、短期間従事できる人の応募をお待ちしています。
年代問わず、18歳以上の人で選挙に興味のある人は、ふるってご応募ください。募集期限はなく、随時登録を受け付けています。

●内容
期日前投票所で、投票所開閉の立ち会い、投票箱封鎖の立ち会い、投票者が投票し退場するまでの立ち会いなど、投票事務が公正に行われるように立ち会う仕事です。期日前投票所ごとに2人ずつで立ち会いをしていただきます。

●期間
選挙ごとの期日前投票期間
※今年夏に予定されている参議院議員通常選挙から立ち会いをお願いします。それ以降は選挙ごとに日程調整します。

●時間 午前8時20分～午後8時10分
●場所 期日前投票所（町役場ほか）
●応募資格
選挙権を有する人で所定の勤務ができる人を基本とし、特定の選挙運動に従事していない人。選挙に関する知識・経験は不要です。

国民健康保険の加入・脱退には届け出が必要です

●問い合わせ 役場健康保険課 国保・医療係 ☎096(293)3114

国 民健康保険は、他の健康保険（職場の健康保険、後期高齢者医療制度）に加入している人や生活保護を受けている人を除く、全ての人が加入します。健康保険の切り替えは自動的には行われませんので、取得・喪失などの変更があったときには、14日以内に届け出てください。

●加入の場合
加入資格を得た日（他の健康保険の喪失日）までさかのぼって保険料を納める必要があります。

●脱退の場合
他の健康保険加入後に、国民健康保険証を使用すると、国民健康保険が負担した医療給付費や健診の助成金を返還する必要があります。さらに、国民健康保険の保険料と新たに加入した健康保険の保険料を二重に納めてしまうことになりますので、ご注意ください。

※国民健康保険の脱退は、郵送での手続きも可能です。以下を送付してください。

・国民健康保険証（全員分）
・職場の健康保険証（全員分）
・届出者の住所・氏名・連絡先・国保の脱退を希望する旨を書いた書類（メモ、便箋など）

	どんなとき	届出に必要なもの
加入	他の市町村から転入してきたとき (職場の健康保険に加入していない場合)	●転出証明書 ●印かん
	職場の健康保険をやめたとき (扶養からはずれたとき)	●職場の健康保険(社会保険など)をやめた証明書※ ●印かん
	※社会保険資格喪失証明書や離職票、退職証明書など 誰がいつ、どの健康保険をやめたかが分かる証明書が必要です。	
脱退	他の市町村に転出するとき	●国民健康保険証(全員分) ●印かん
	職場の健康保険に加入したとき (扶養に入ったとき)	●国民健康保険証(全員分) ●職場の健康保険証(全員分) ●印かん



「選挙事務補助員」募集

町選挙管理委員会では、選挙啓発の環境で、「選挙事務補助員」を募集しています。会計年度任用職員登録制で、さまざまな選挙において随時、短期間従事できる人の応募をお待ちしています。
年代問わず、18歳以上の人で選挙に興味のある人は、ふるってご応募ください。

●内容
期日前投票事務全般（案内、受付他）

●期間
選挙ごとの期日前投票期間
※今年夏に予定されている参議院議員通常選挙から従事をお願いします。それ以降は選挙ごとに日程調整します。

●時間
午前8時30分～午後8時までのうち7時間30分勤務の交替制（土・日勤務有）

●場所 期日前投票所（町役場他）
●応募資格
特定の選挙運動に従事していない人

●その他
応募方法などは21ページ「令和4年度会計年度任用職員を募集します」をご覧ください。

町選挙管理委員会（役場総務課内）
☎096(293)3111